熊本県災害廃棄物処理実行計画の概要

平成 28 年６月
熊本県循環社会推進課

第１章　被災の状況

住家被害

（平成２８年６月１日時点）

全壊棟数（棟）	半壊棟数（棟）	一部損壊（棟）	合　計（棟）
６，９０５	１９，８７７	９１，９４６	１１８，７２８

第２章　基本方針

○処理主体：市町村（ただし、被災市町村による処理が困難な場合は、事務の委託により県が処理する。）
○処理期間：発災後、2年以内の処理終了を目標とする（ただし、損壊家屋の解体の進捗等を踏まえ適宜見直し）。
○処理方法：可能な限り再生利用と減量化を図り、埋立て処分量を削減する。また、原則的に市町村等の施設で処理するが、困難な場合は、県内の産業廃棄物処理施設（民間）を活用し、場合によっては、県外の処理施設を活用する。

第３章　災害廃棄物の処理実行計画

第1節　災害廃棄物の発生量

災害廃棄物の発生推計量は、合計195万トン（平成28年6月1日現在）

地域	市町村	推計量（千トン）
熊本	熊本市	８１２
宇城	宇土市	４１
	宇城市	８６
	美里町	2
玉名	荒尾市	１未満
	玉名市	2
	玉東町	2
	和水町	１未満
	南関町	１未満
	長洲町	１未満
鹿本・菊池	山鹿市	１未満
	菊池市	４８
	合志市	１９
	大津町	７６
	菊陽町	２０

地域	市町村	推計量（千トン）
阿蘇	阿蘇市	３７
	南小国町	１未満
	小国町	１未満
	産山村	2
	高森町	１未満
	南阿蘇村	５２
	西原村	１０９
上益城	御船町	９６
	嘉島町	７８
	益城町	４２２
	甲佐町	３５
	山都町	5
八代	八代市	5
	氷川町	8
球磨	あさぎり町	１未満
天草	天草市	１未満
	上天草市	１未満
合　計		１，９５０

：県が事務委託を受ける6市町村

第2節　災害廃棄物処理の基本的事項

○役割分担

市町村の役割	県の役割	国の役割
・被害状況の収集 ・市町村災害廃棄物処理実行計画の策定 ・災害廃棄物処理体制の整備 ・仮置場の確保 ・損壊家屋の解体・撤去 ・災害廃棄物の処理及び業務管理　など	・市町村の被害状況の集約 ・県災害廃棄物処理実行計画の策定 ・市町村の災害廃棄物処理体制の整備への技術的支援 ・事務委託分に関する災害廃棄物処理の実施及び業務管理 ・県全体の災害廃棄物の処理の進捗管理　など	・市町村又は地方自治法に基づき事務委託を受けた県への技術的支援、財政的支援 ・広域かつ効率的な処理に向け、県外の自治体や民間事業者の処理施設に係る情報提供　など

○処理方法等：
可能な限り災害廃棄物の再生利用及び減量化に努め、**再生利用率70%以上**を目指します。

第3節　県内処理と広域処理

○2年以内の処理終了を目指し、廃棄物の種類によって県内での処理能力が不足する場合は県外処理も行う。

県内処理	県内処理・県外処理
・ｺﾝｸﾘｰﾄがら：破砕し、建設土木資材として再生利用する ・金属くず：鉄鋼材料等として再生利用する ・その他：家電ﾘｻｲｸﾙ法対象品目（ｴｱｺﾝ、ﾃﾚﾋﾞ、冷蔵庫、洗濯機）は、家電ﾘｻｲｸﾙ法に沿って再生利用する	・木くず：県内で破砕するが、木質チップの使用先・焼却先は県内で処理能力不足が見込まれるため、県外処理（焼却等）も行う ・瓦類：県内で処理するとともに、リサイクルの観点から、県外にてセメント材料としても利用する ・混合廃棄物：二次仮置場等で選別処理し、選別後の廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ等は、県内で処理能力不足が見込まれるため、県外処理（焼却等）も行う

第4節　事務の委託

○趣旨：市町村処理が困難な事務については、地方自治法に基づく事務委託を受けて県が処理する。
○受託対象市町村（平成28年6月1日現在）
宇土市、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町
○事務委託の範囲
二次仮置場以降の処理・処分
木くず、ｺﾝｸﾘｰﾄがら、廃瓦、可燃・不燃混合廃棄物を処理
混合廃棄物の処理等のため選別施設及び破砕施設を導入

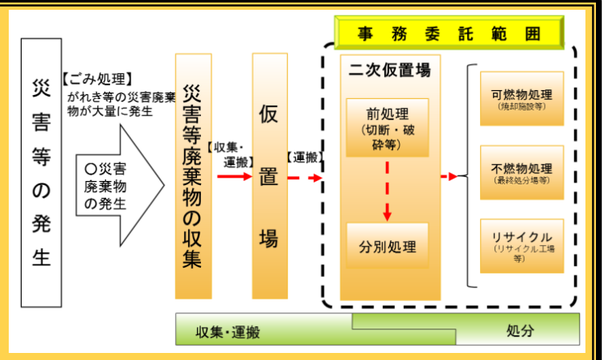

第5節　処理スケジュール

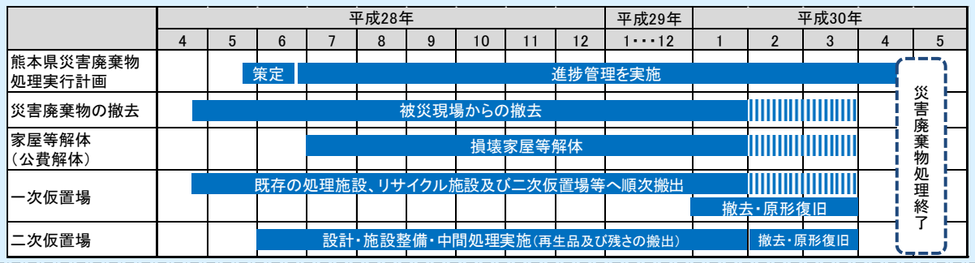

第6節　進捗管理及び見直し

○県では、全被災市町村について、定期的に搬入量、仮置量、搬出量等を把握していく。また、処理方法等についても、さらに迅速かつ円滑に行えるよう適時に見直す。
○このような進捗管理を行う中で、本計画について、適宜必要な改定を行う。